

## 平成30年7月豪雨災害 支援策一覧

資料 番号	事業名
1	農機具等農業設備復旧支援事業
2	パイプハウス再建支援事業
3	農作物生産確保緊急対策事業(追加施肥・防除等)
4	災害に強い農場づくり支援事業
5	京都府へ直接ご相談いただく事業
6	被災担い手農家等の経営再建に向けての支援事業
7	農業設備再建支援事業(茶被覆棚)

舞鶴市 農機具等農業設備復旧支援事業  
(農業用機械・農業用倉庫等)

1

農業用機械等の修理・再取得に要する経費、農業用倉庫の修理等を補助します。

対象者	平成30年7月豪雨により被災された販売農家・畜産農家・営農組合団体等
対象事業	農業用機械（トラクター・コンバイン等）の再取得・修理、農業用倉庫等の修理費等 【対象事業費 合計 30万円以上】
補助率	3/10 以内 (平成29年台風21号と連続被災の場合は4/10以内)
限度額等	50万円（府基準を満たす農業用機械の再取得は100万円） 【平成29年台風21号と連続被災の場合75万円（府基準を満たす農業用機械の再取得は150万円）】
申請締切	1次×切 平成30年 8月24日（金）まで 2次×切 平成30年 9月21日（金）まで

- ※注意1 共済金+補助金が事業費を越えない範囲で補助金を交付します。
- ※注意2 農業用機械の再取得の場合は、被災したものと同程度のものが対象であり、京都府の基準（耐用年数内の農業用機械の更新）によるものとし、限度額を引き上げます。
- ※注意3 連続被災とは平成29年21号台風で被災し、市の支援事業若しくは農業改良普及センター補助（10万円上限補助）の対象になった方
- ※注意4 補助金の申請には被災状況が確認できる資料（写真等）が必要となります。
- ※注意5 事業費30万円未満は“農業者等復旧応援事業(府事業)”「別紙」を参照

<お問い合わせ先>  
舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）

## 平成30年7月豪雨で倒壊した 「パイプハウス（販売作物用）」の再建・ 復旧費を補助

対象者	販売農家を含む3戸以上の農業者が組織する団体等 (万願寺甘とう部会等)
対象事業	・平成30年7月豪雨により倒壊したパイプハウス (販売作物用)の再建・修理・撤去費用を補助する。 ・撤去にかかる事業費は、上限350円/m <sup>2</sup> 。
補助率	1/2以内
申請締切	1次〆切 平成30年8月24日(金)まで 2次〆切 平成30年9月21日(金)まで

- ※注意1 被害程度は全壊、大破、中破(被害程度が30%以上)に該当するもの
- ※注意2 パイプハウスの処分撤去のみの実施は補助対象外です。
- ※注意3 補助金の申請には被災状況が確認できる資料(写真等)が必要です。
- ※注意4 共済金+補助金が事業費を超えない範囲で補助金を交付
- ※注意5 販売農家とは経営耕地面積30a以上、又は農産物販売金額50万円以上(3戸以上の農業団体は受益者が販売農家であれば申請可能)

<お問い合わせ先> 舞鶴市役所農林課 (電話 66-1023)

平成30年7月豪雨により被害を受けた農作物に対する追加施肥や追加防除、播き直した種苗等の費用を補助します。

### 事業概要

- 1 事業主体：3戸以上の農業者が組織する団体(農事組合、生産グループ等)
- 2 補助率：対象経費の1/2以内
- 3 補助対象経費及び事業費上限額等

平成30年7月5日以降、平成30年10月末までに施用等されたものが対象

#### ①野菜等生産確保緊急対策事業

■追加施肥や追加防除に要した農薬の購入や今年度用の苗の植え直し費等

■事業費上限額(10aあたり、単位=円)

用途	ブランド 京野菜※①	一般野菜	果樹	花き	豆類
防除用農薬	4,600	4,600	9,000	4,600	900
草勢回復用肥料	5,000	5,000	6,000	5,000	/
播き直し用種苗	67,000	67,000※②	/	100,000	
土壌改良資材	42,000	42,000※②		42,000	

※①京都府統一推進品目の限る・・・京みず菜、紫ずきん、九条ねぎ、えびいも等

※②地域重点推進品目に限る・・・万願寺甘とう、ほうれん草、いちご、キャベツ、きゅうり、なす、トマト等

#### ②舞鶴茶生産確保緊急対策事業

■追加施肥や追加防除のための農薬の購入や樹勢回復のための肥料購入経費

■事業費上限額

- ・防除用農薬 4,000円/10a
- ・樹勢回復用肥料 14,000円/10a

- 4 申請締切：1次×切 平成30年8月24日(金)まで  
2次×切 平成30年9月21日(金)まで

<お問い合わせ先> 舞鶴市役所農林課 (電話 66-1023)

担い手となる若手農家や担い手農家が安心して施設園芸を中心とした農業経営に取り組めるよう、農地の改良やハウスの移転など、自然災害に強い農場づくりの取り組みを支援します。

対象者	新規就農者及び担い手農家
対象事業	①既存ハウス農地の嵩上げ（畑地化）やハウス施設内のみの嵩上げ ②新設及び移転予定農地の嵩上げ（部分客土含む） ③農地の排水路新設や溝掘り等の排水対策 ④改良済農地へのハウス移転費 ⑤既存農地での工事施工のためのハウスの解体・再構築費 【対象事業費 合計 30 万円以上】
補助率	補助率：2／3 ※ただし、新規就農者や過去から対策に取り組み、更に改良や移転が必要と認められる認定農業者 【補助率 3／4（事業費 400 万円まで）】
事業実施期間	平成 34 年度まで
その他	農業委員会の田畑転換の手続きが必要な場合があります。

<お問い合わせ先> 舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）

## 農業者等復旧応援事業 ➤詳しくは「別紙」参照

被災した農業者等の事業再開、出荷額回復などにつながる取り組みを普及指導員等の伴走により支援します。

支援内容	農業用資材・器具等の購入（10月末までに使用するもの）、機器等の修繕や出荷額の回復につながる販売活動等に要する経費を支援
補助対象者	被害報告のあった販売農家、畜産農家
補助率	1/2以内
補助上限額	1戸あたり10万円
相談・申請窓口	【農産】京都府中丹東農業改良普及センター（0773-42-2255） 【畜産】京都府中丹家畜保健衛生所（0773-25-1860）
申請締切	1次〆切 平成30年8月31日（金）まで 2次〆切 平成30年9月28日（金）まで

## 地域力再生プロジェクト支援事業交付金

平成30年7月5日から8月31日までに行なわれる、府内の地域団体（町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA等）が主体的に行う被災地支援活動

支援内容	平成30年7月5日からの大雨による被害に対し、府内の被災地及び被災者の支援を行なう活動を支援
対象団体	町内会、自治会、ボランティアグループ、NPO法人、PTA等（法人格は問わない）
対象事業	（例）災害で発生した土砂・がれきの除去
対象経費	事業費30万円の範囲内 （例）・軍手・長靴等の消耗品代 ・がれき搬送用のトラック等の借上料、燃料費 ・ボランティア保険料
補助率	10/10
相談・申請窓口	中丹広域振興局企画総務部企画振興室 電話0773-62-2031
申請締切等	8月31日（金） 後日、事業の実施状況がわかる資料等（写真等）が必要

## 被災担い手農家等の経営再建に向けての支援事業

### ①被災担い手農家等の経営再建支援事業

経営基盤が弱い新規就農者等や連続して被災した担い手農家で、営農の継続・再建に取り組む者に対し、作物被害の一部を補助します。

対象者と補助率等	<b>【対象者】</b> ①5年未満の認定新規就農者 ②就農10年程度までの認定農業者 ③連続して被災した「担い手農家」で、被害額が30万円以上の者 <b>【補助率等】</b> ①被災作物損害額×6/10（千円未満切り捨て） ②京都府の資金貸付「農業者経営復興特別支援事業」との併用の場合は3/10 ③補助金額の上限 500万円
対象品目	■被災した対象となる「ブランド京野菜競争力強化運動推進品目」 ■水稻共済の対象とならない飼料用米 ※加工品は除く
補助要件	経営収入保険制度又は同等の保険制度に加入すること

### ②農業雇用継続支援事業

農業に従事する従業員の離職を防ぎ、農業経営者の経営再建を支援するため、雇用を継続するために要する経費を補助します。

対象者	被災された認定農業者で農作物の生産・販売までに時間を要し、被災後の売上が半減し、かつ年間売上の10%（連続被災は5%）を超える減収となる雇用主
補助期間	平成30年8月から平成30年11月まで
補助額	被災状況割合（減収割合）を乗じて得た額 上限15万円/月・人

### ③農業経営復興特別支援事業

過去の災害に続き被災した就農 10 年程度までの農業者の営農継続を支援するための資金を貸し付けます。

限度額	10万円/月（貸付期間2年間、総額240万円）
償還期間	12年以内（据え置き7年以内）
利率	無利子
償還助成	貸付後、償還終了まで継続して農業経営を行なった場合に、市を通じて償還金の2/3を助成 ※嵩上げ、移転等災害に合わないための対策を講じた場合は、5/6を助成

申請締切	1次×切 平成30年 8月24日（金）まで 2次×切 平成30年 9月21日（金）まで
------	--

上記の支援事業について詳しくは・・・

舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）



平成30年7月豪雨により被災した茶園被覆棚等の復旧費を補助します。

対象者	舞鶴茶生産組合
対象事業	茶の生産に必要な被覆棚（ダイオシート含む）の復旧にかかる復旧費用と撤去費用を補助する。 ※被覆幕のみも対象 ※撤去にかかる事業費は、 <u>上限350円/m<sup>2</sup></u>
補助率	1/2以内
申請締切	1次×切 平成30年 8月24日（金）まで 2次×切 平成30年 9月21日（金）まで

※注意 1 共済金＋補助金が事業費を超えない範囲で補助します。

※注意 2 補助金の申請には被災状況が確認できる資料（写真等）が必要となります。

＜お問い合わせ先＞  
舞鶴市役所農林課（電話 66-1023）